

黙示による包括的な同意を得る事項について

ナオリ健康保険組合

個人情報保護法では、個人情報取り扱い事業者（当組合を含む）は、同法第27条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。

また、被保険者にとって利益となるもの、又は事業所側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイダンスによって、黙示による包括的な同意で良いこととなっています。

したがって、当組合では以下の事項について、黙示による包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合までお申し出ください。

なお、特段の申し出がない場合は、同意していただいたものとして取扱わせていただきます。

黙示による包括的な同意を得る事項

1. 医療費通知を世帯単位にまとめてWEB上に表示すること